

令和3年10月29日

大阪大学箕面地区教職員組合  
執行委員長 藤原克美 殿

国立大学法人大阪大学  
総務部長 白井政行



回答（令和3年9月13日付け質問書に対する回答）

標記文書による質問について、以下のとおり回答いたします。

本学の非常勤講師の契約期間については、「国立大学法人大阪大学有期雇用教職員等の契約期間に関する規程」により、6月以上の空白期間がある場合を除いてこれを通算することとし、その通算した契約期間は10年を超えることができないものとしております。令和3年8月6日付け外国語学部長及び大学院言語文化研究科長連名文書「来年度の授業担当委嘱に関するお願い」については、「具体的に考えられる方策としまして、当学部及び研究科では該当する非常勤講師の先生方に、半年間のクーリング（空白）期間を設定させていただくことで、2023年度以降も安定した質の高い教育・研究を維持し、学生の修学を支えて参りたいと考えております」との記載に、契約の終了から6か月経過後に再度契約を約束しているとの誤解を与えるかねない内容が含まれていたと考えております。

なお、上記文書については、令和3年9月10日付で撤回されておりますので、申し添えます。

以上のとおりですので、よろしくお願い申し上げます。

以上